

## ベトナムの建築基準規制 2017年3月時点

### <用語における注意事項>

- ベトナム政府においては、ベトナム語の Xay dung について construction と building の2通りに英訳している。
- 例えば、ベトナム語の Bo の英訳は Ministry であるところ、Bo Xay dung は Ministry of Construction と英訳され、「建設省」と和訳されている。
- 一方、Quy Chuan の英訳は Code であるところ、Quy Chuan Xay dung は Building Code と英訳されている。つまり、Xay dung がここでは Building と英訳されている。ベトナムでいう Building Code の内容はいわゆる単体規定が中心であるが、面的開発に係る土木施設の計画標準なども含んでいるので、「建設基準」と和訳したほうがふさわしいかもしれない。しかし、本稿ではベトナム政府の英訳を尊重し、「建築基準」と和訳した。
- 下表は、本稿で使用した主要な訳語である。

ベトナム語 (原文)	英語 (ベトナム政府が 使用している英語)	日本語 (本稿で採用した日本語)
Xay Dung	Construction 又は Building	建設又は建築 (普通名詞としての「建築」は下記の Cong trinh)
Bo Xay dung	Ministry of Construction (MOC)	建設省
Luat Xay dung	Construction Law	建設法
Tieu Chuan	Standard	規格
Quy Chuan	Code	基準 (義務としての基準)
Quy Chuan Xay Dung	Building Code	建築基準 (ベトナムの場合、いわゆる単体規定だけでなく、 開発行為に関連してのインフラ計画基準なども含 んでいる)
Cong trinh	Project 又は building	プロジェクト、構造物、又は建築物 (ベトナム文では普通名詞として使われている)
Quy hoach khong gian	Spatial planning	土地利用計画
Tap	Volume	巻
Phan	Part	部
Chuong	Chapter	章
Dieu	Article	条
Phu luc	Appendix 又は Annex (箇所によって訳語が異なっ ている)	別添
Bang	Table	表
Hinh	Figure	図

### <関連文書>

関連する主な公文書は、別掲の表のとおりである。

## 1. 行政区分/行政主体

### 1-1. ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Vietnam

- 国土面積は 346,410km<sup>2</sup>、人口は 91,700,000 人 (2013 年)。

- ・最上位の行政区分（第1級行政区）としては、5つの中央直轄市と58の省がある。
  - 5つの中央直轄市 Centrally Controlled Municipality
    - 2つの特級市（ハノイ、ホーチミン）
    - 3つの一級市（ハイフォン、ダナン、カントー）
  - 58の省 Province
- ・中央省庁では、建設省が建築基準規制を所管している。

## 1-2. ハノイ市

- ・市の面積は3,345km<sup>2</sup>、人口は6,500,000人（2009年）。
- ・中央直轄市のひとつであり、特級市に区分される。

## 2. 建築規制制度

### 2-1. 規制の権限、技術的基準の位置付け

#### <建設法>

- ・建築規制制度の枠組みは建設法 Construction Law 2014 に規定されており、全国に適用されている。下表は、建設法の章だてである。なお、日本と同様に消防法 Law of Fire Prevention and Fighting が別途あり、消防設備に関しては消防法の管理下にある。

Chapter	Title	Article	Page
1	General Provisions	1 - 12	1
2	Construction Planning	13 - 50	6
3	Building Construction Investment Project	51 - 72	15
4	Construction Survey and Construction Design	73 - 88	23
5	Construction Permit	89 - 106	29
6	Building Construction	107 - 131	33
7	Construction Investment Cost and Construction Contract	132 - 147	39
8	Qualification in Construction Operation	148 - 165	46
9	- Omitted -		
10	Implementation Provisions	166 - 168	48

#### <建設行為は、建設基準に従うべきこと>

- ・「建設投資 Construction Investment Activity は、国の建設基準 National Technical Codes に適合しなければならない。」と規定されている。
  - ・ Construction investment activity should comply with national technical codes. (CL, Article 6, Item 1)
- ・ Standard は任意のものとして建設行為に適用される。ただし、当該 Standard が Technical code 又は関係法令において指定されている場合を除く。つまり、Code において指定されている Standard に関しては、それを遵守する義務が発生する。
  - ・ Standard shall be applied in construction investment based on principle of voluntariness, except standards cited from technical codes or other relevant legal documents. (CL, Article 6, Item 2)
- ・「適用される code 及び standard」に適合しない建設行為 Construction Works は禁止されている。
  - ・ (It is prohibited) to do construction works built not in compliance with technical standards and codes selected applicable for the works. (CL, Article 12, Item 8)

#### <設計は、安全性等に配慮してなされるべきこと>

- ・「建設行為の設計は、荷重及び外力に耐え、使用上の安全、美学、環境保全、気象変異に対応し、かつ、火災、爆発その他の危険を防止・保護するものでなければならない。」と規定されている。
  - ・ (It is required for construction design) --- to ensure load bearing safety, safety in use, aesthetics, environmental protection, response to climate change, prevention and protection against fire,

explosion and other safety conditions. (CL, Article 79, Item 3)

< 着工前に建設許可証を受けるべきこと >

・ 建築主 Investment owner は、着工前に管轄する政府機関 competent state agency の建設許可証 construction permit を取得しなければならない。建設許可証を公布する政府機関は、申請プロジェクトの規模等に応じて定められており、地方政府である省や市のほか中央政府（建設省）が直接扱う場合もある（詳細は Vietnam Building Code の QCVN03:2012/BXD に定められている。本稿では「3. 技術的基準」の(4)の文書）。ただし、政府の建設行為、首相承認プロジェクトの建設行為、仮設物、管轄する政府の承認を受けた工業団地や住宅団地内での建設行為、等は本条に基づく建設許可証が不要とされている。

・ Before starting construction, investment owner has to have construction permit issued by competent state agency in accordance with stipulation of this Law, except case as provided in item 2 of this Article. (CL, Article 89, Item 1)

・ Works that are exempted from construction permit include:

a) Works of state secret, construction works at emergency command and works located in the territory of two or more provincial administrative units;

b) Works under construction investment project approved by Prime Minister, Minister, Leader of Minister-level agency, Chairman of People's Committee at different levels for investment.

c) Temporary construction works serving execution of main works.

d) Construction works lined outside of urban area, which is in accordance with construction plan approved by competent state agency or accepted by competent state agency for the line of works;

d') Construction works under projects of industrial park, export processing zone, high-tech park having detailed urban plan at 1/500, which has been approved by competent state agency and construction design appraised in accordance with stipulation of this Law;

e) Residential building under urban development project, housing development project with the size of below 7 stories and total floor area of below 500 m<sup>2</sup> having detailed urban plan at 1/500 which has been approved by competent state agency;

g) Construction works under repair, renovation, installation of equipment inside which do not change load bearing structure, nor functional uses, nor affect the environment, works safety;

h) Construction works under repair, renovation which change the architectural appearance but not adjacent to urban street with architecture management requirement;

i) Technical infrastructure works in rural area which only requires formulation of technical-economic construction investment Report and where there is no any approved detailed urban plan for rural settlement;

k) Construction works in rural area where there is no urban development plan nor detailed urban plan approved; individual dwelling house in rural area, except those constructed in preservation, historical-cultural heritage areas;

l) Investment owner of construction works exempted from construction permit in accordance with points b, d, d' and i of this item shall be responsible for giving notice on the time of construction commencement together with construction design dossier to local construction management agency for monitor and dossier archiving.

(CL, Article 89, Item 2)

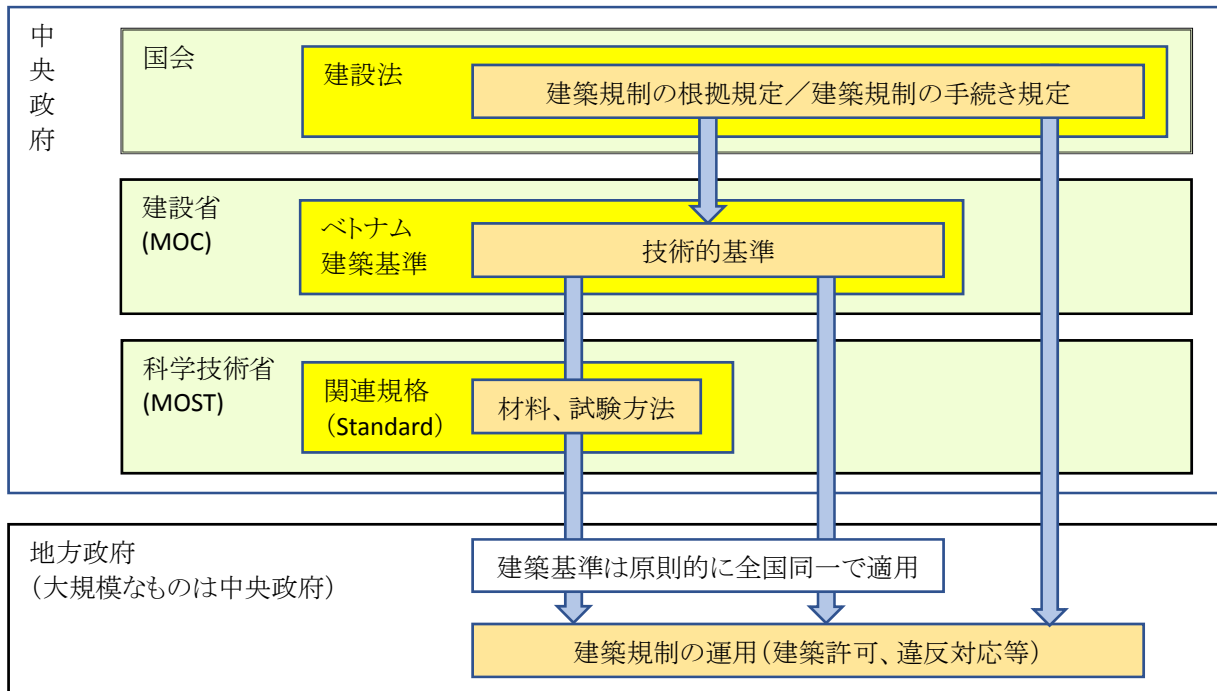
< 違反に対する措置 >

・ 建設許可を公布する機関 Agency, organization related to construction permit issuance は、しかるべき機関 Competent agency から、建設許可証を受けていない工事や設計図書と異なる工事の知らせを受けた場合、必要な措置を講じる責務がある。

・ (It is responsibility for agency, organization related to construction permit issuance) to take necessary measures when receiving notice from competent agency treating violation toward construction works not according to the plan, construction without construction permit or not properly as stipulated by construction permit issued. (CL, Article 105, item 2)

## 2-2. 制度フロー

ベトナムの単体規定の規制に係る制度構成



## 3. 技術的基準

### < 技術的基準の管理 >

- 規格 Standard と義務基準 Technical Regulations は、2007年に施行された技術基準法 Law on Standard and Technical Regulations に基づき、科学技術省 Ministry of Science and Technology が管理している。担当は、ベトナム基準品質研究所 Vietnam Standards and Quality Institute である。
- 義務基準としてのベトナム建築基準 Vietnam Building Code 及び関連の規格は、上記の管理下に作成されている。ただし、建設省が作成に関与しており、建設大臣名の文書で公布されている。

### < 外国基準、検証法等に係る運用 >

- 2009年に「建設行為への基準・規格の適用に関する通知」が建設副大臣の通達として公布された（その後、2010年に当該通達は改正されている。内容的にはほぼ同じ）。これは個別の建築設計にあたり、ベトナム建設省の審査を経て認められれば、外国の Code & Standard をベトナムの Code & Standard に替えて適用することも可能にするものである。また、ベトナム建築基準に規定された Deemed-to-satisfy design（例示仕様）に適合しない場合であっても、建設省の審査を経て、安全であることが検証法等を通じて確認されれば同様に建築可能である。詳細は下記(1)の文書に規定されている。

### < ベトナム建築基準の作成経緯と現行基準の構成 >

- ベトナム建築基準は、1996年に一部が公布されたことに始まり、1997年には全17章から構成される文書として完成した。その後、基準の一部を差し替える文書や新しい基準を追加する文書が多数公布された。
- 2013年にはその時点での現行基準を合本した「計画・建築・建設および建設資材に関する国家技術基準全集」（ベトナム語、1,333ページ）が出版された。その後も基準の一部差し替えや追加が行われており、当該部分に関しては数冊の冊子が追加で出版されている。結果として、現在では全体として整頓された章構成や条文構成を持つ体裁になっていない。

・以下の表は、2017年1月時点での関連通達及び現行基準の目次を一覧にしたものである。表の中のページ番号は、それぞれ次に掲げる出典におけるページである。

- 全集 : 2013年に出版された「計画・建築・建設および建設資材に関する国家技術基準全集」(ベトナム語)
- 別冊 A : QCVN09 : 2013/BXD 効率的なエネルギー使用を踏まえた建設工事に関するベトナム建築基準 (ベトナム語)
- 別冊 B : QCVN16 : 2014/BXD 建設用の製品・部品・資材に関する国家技術基準 (ベトナム語)
- 別冊 C : QCVN18 : 2014/BXD 建設工事の安全に関する国家技術基準 (ベトナム語)
- 別冊 D : QCVN07 : 2016/BXD 都市の技術インフラ建設に関する国家技術基準 (ベトナム語)
- 英訳 a : 当調査において入手した英訳版
- 英訳 b : 当調査において入手した英訳版
- 英訳 c : 当調査において入手した英訳版
- 英訳 d : 当調査において入手した英訳版
- 英訳 e : 当調査において入手した英訳版
- 和訳 : 当調査において作成した和訳版

(1) ベトナムの基準・規格に代えて外国の基準・規格を適用する際の運用基準

	全集	英訳 a
建設活動における基準・規格の適用に関する建設省の2010年10月15日付通達18/2010/TT-BXD	3	1 (注)

(注) 本通達は建設副大臣から2009年12月9日に公布された。その後、2010年10月15日付で内容が若干改正され、あらためて公布された。英訳は2009年12月9日付けの当初の通達を翻訳したものである。

(2) QCXDVN 1997

1997年版ベトナム建築基準(第1巻)一般条項の部

下表は、1996年に公布された文書の第1章から第3章までの部分である。当該部分は2017年1月時点で当初のまま改正されておらず、有効である。内容は**建築基準全体にわたっての総則**である。

	全集	英訳 b
ベトナム建築基準第1巻の公布に関する1996年12月14日付建設大臣の決定文書682/BXD-CSXD	8	無番号
目次		164
第1部 一般条項		
第1章 建築基準に関する一般条項	9	169
1.1 建築基準の適用範囲	9	169
1.2 用語説明	9	179
1.3 建築基準の目的	10	170
1.4 建築基準の技術的要求事項	10	170
1.5 容認される技術的解決手法	10	171
1.6 国際規格または諸外国の規格の適用	11	171
第2章 建築設計において使われる自然データ	11	173
2.1 建築地の自然データ	11	173
2.2 建築技術を考察した資料	11	173
第3章 建築プロジェクトの設計のための一般的技術条件	12	175
3.1 建築プロジェクトに対する一般的要求事項	12	175
3.2 計画と建築設計	12	175
3.3 資源および環境保護	13	176
3.4 防火防災	13	176
3.5 安全と構造	14	177
3.6 耐震	14	178

3.7	防食	15	179
3.8	防水	16	180
3.9	防錆	16	181
3.10	熱技術	18	183
3.11	害虫防止	19	184
3.12	防音、揺れ防止	19	185
3.13	トイレ、設備	19	185

### (3) QCXDVN01 : 2008/BXD

#### 建築計画に関するベトナム建築基準

1996年に公布された文書のうち第4章と第5章が2008年に改正された。その際、当該部分のための総則も加えられて、新たに7つの章から成る文書として公布された(下表)。内容は都市地域を対象とした開発基準である。

	全集	英訳 c
建築計画についての国家技術基準の公布に関する 2008年4月3日付建設大臣の決定文書 04/2008/QD-BXD	22	26
第1章 一般条項	23	26
1.1 適用範囲	23	26
1.2 用語説明	23	26
1.3 建築物の保護区域および安全衛生のための隔離幅	26	29
1.4 建築計画作業における要求事項	27	29
第2章 土地利用計画	33	33
2.1 地方における土地利用計画	33	33
2.2 都市建設の計画における組織	33	34
2.3 都市建設の詳細な計画	35	35
2.4 居住単位ごとの計画	37	36
2.5 都市サービスの工事システムの計画	38	38
2.6 都市における緑地の計画	40	40
2.7 工業区域および倉庫エリアの計画	41	41
2.8 都市設計	45	44
2.9 地下空間の計画	55	52
2.10 旧市街地の再開発	57	56
2.11 農村の居住区域における建設計画	60	57
第3章 宅地整備のための技術的計画	67	61
3.1 宅地整備のための技術的計画に対する一般規定	67	61
3.2 地方における宅地整備のための技術的計画	69	62
3.3 都市における宅地整備のための技術的計画	69	63
3.4 農村の居住区域における宅地整備のための技術的計画	70	63
第4章 交通計画	71	64
4.1 交通計画に対する一般規定	71	64
4.2 地方における交通計画	71	64
4.3 都市における交通計画	72	64
4.4 農村の居住区域における交通計画	82	73
第5章 給水の計画	84	74
5.1 給水工事の保護区域	84	74
5.2 地方における給水計画	84	74
5.3 都市における給水計画	86	75
5.4 農村の居住区域における給水計画	90	79
第6章 排水、ごみ管理および墓地の計画	91	80
6.1 一般条項	91	80

6.2	地方における排水、ごみ管理および墓地の計画	98	86
6.3	都市における排水、ごみ管理および墓地の計画	98	86
6.4	農村の居住区域における排水、ごみ管理および墓地の計画	99	87
第7章	電気供給の計画	101	87
7.1	電気供給の計画に対する要求事項	101	87
7.2	地方における電気供給の計画	102	88
7.3	都市における電気供給の計画	102	89
7.4	農村の居住区域における電気供給の計画	107	93

#### (4) QCVN14 : 2009/BXD

##### 農村の建築計画に関する国家技術基準

1996年に公布された文書のうち第6章が2009年に改正された。その際、当該部分のための総則も加えられて、新たに9つの章から成る文書として公布された（下表）。内容は**農村地域を対象とした開発基準**である。

		全集	
農村の建設計画に関する国家技術基準の公布を定めた建設省の2009年9月10日付通達32/2009/TT-BXD		114	翻訳なし
第1章	一般条項	115	
第2章	土地利用計画	118	
第3章	宅地整備のための技術的計画	124	
第4章	交通計画	125	
第5章	給水計画	126	
第6章	電気供給の計画	128	
第7章	排水、ごみ管理および墓地の計画	129	
第8章	管理に関する規定	131	
第9章	実行組織	132	

#### (5) QCVN03 : 2012/BXD

##### 民生用・工業用の建設プロジェクト及び都市の技術インフラの分類及び格付けの原則に関する国家技術基準

本通達は、ベトナム建設基準の運用にあたり、**建築用途の分類、プロジェクトの分類等**を規定したものである。合わせて、その規模等に応じて**どの組織が建設許可を担当するかを規定**している。一部は中央政府（建設省）が担当することとされている。

		全集	
民生用・工業用の建設プロジェクト及び都市の技術インフラの分類及び格付けの原則に関する国家技術基準の公布を定めた2012年12月28日付建設省の通達12/2012/TT-BXD		484	翻訳なし
第1章	一般条項	485	
1.1	改訂範囲	485	
1.2	適用の対象	485	
1.3	プロジェクトの格付け	485	
1.4	出典資料	485	
1.5	用語説明	486	
第2章	技術的な規定	488	
2.1	民生用・工業用の建設プロジェクト及び都市の技術インフラの分類	488	
2.2	民生用・工業用の建設プロジェクト及び都市の技術インフラプロジェクトの格付け	490	
第3章	実行組織	495	

#### (6) 1997年版ベトナム建築基準（第2巻）

1996年に公布された第1章から第7章までの基準に追加して、1997年に第8章から第17章までの基準が公布された。主な内容は、Civil and Industrial Buildingを対象とした単体規定である。ここで、ベトナム建築基準でいう「Civil and Industrial Building」は、「Government Building 以外」を意味しており、広く一般の住宅、商業施設、工場等をカバーするものである（定義は全集の518ページ、英訳版の210ページ）。

その後、第11章（防火）は2010年に改正されたので下表とは別に規定されている（後述）。防火以外は2017年1月時点で改正されていない。従って、下表の内容は防火を除く単体規定である。

なお、構造に係る風力係数・地震係数等の指定は、当初1997年に公布された第3巻のAnnexに記載されていたが、2009年8月14日に内容が改正され、自然条件データに関する国家技術基準として公布された（後述の(16)を参照）。

	全集	英訳 d
建築基準第2巻および第3巻の公布に関する 1997年9月25日付建設大臣の決定文書439/BXD-CSXD	506	無番号
目次		187
第3部 民生用・工業用の建設プロジェクト	507	193
第8章 民生用・工業用の建築プロジェクトに関する一般条項	507	193
目的	508	193
8.1 Scope of Application	508	193
8.2 Definitions	508	193
8.3 Requirements for Civil and Industrial Buildings	509	196
8.4 Classification of Civil and Industrial Buildings	510	198
別添 8.1 Classification of Civil and Industrial Buildings	512	201
別添 8.2 Defining Area in a Dwelling House and a Public Building	514	203
別添 8.3 Volume and Floor Plan Areas of a Dwelling House	515	205
第9章 建築設計	516	207
目的	516	207
9.1 9.1 Water-supply works protection zones	516	207
9.2 9.2 Regional water supply planning	517	209
別添 9.1 Appendix 9.1 Design Standards for Civil and Industrial Buildings	518	210
第10章 構造	519	211
目的	519	211
10.1 Requirements for Structures	519	211
10.2 Design Principles for Structures	519	211
10.3 Loads and Impacts	522	212
10.4 Reinforced Concrete Structure	528	215
10.5 Brick-stone and Reinforced Brick-stone Structure	532	233
10.6 Steel Structure	533	234
10.7 Timber Structure	535	237
10.8 Foundation and Subbase of Building	538	244
別添 10.1 Different Types of Loads	539	251
別添 10.2 Load Composition in a Load Combination	544	253
別添 10.3 Coefficient of Load Combination	545	254
別添 10.4 Coefficient of Load Reduction	545	255
別添 10.5 List of Standards of Materials and Testing Methods	546	256
別添 10.6 Classification of Timber Groups by Stress Specifications	548	258
別添 10.7 Vietnamese Standards for Soil Mechanics Tests	552	262
第11章 防火（改正済みのため、後述）		
第12章 設備と安全	553	293
目的	553	293
12.1 Minimum Room Sizes	553	293
12.2 Lighting	553	294



12.3	Ventilation and Air Conditioning	556	298
12.4	Access and Egress	557	300
12.5	Signs	560	304
12.6	Noise Insulation	561	304
12.7	Waterproof	561	305
12.8	Lightning Protection	562	306
12.9	Falling Prevention	562	306
12.10	Prevention of Jeopardy caused by Construction Material	562	307
12.11	Prevention of infection from Foodstuff and Damaging Organisms	563	308
第 13 章	建築物の給排水システム	564	309
第 14 章	建築物の電気設備	573	323
第 4 部 Specialized Construction Works			
第 15 章	特定の建設プロジェクトに関する一般条項 (注) 特定の建設プロジェクトの定義は英訳版 p365 に記載されており、道路建設等のインフラ建設を指す。	596	363
第 5 部 工事・施工			
第 16 章	建設現場	601	373
第 17 章	施工における労働安全	604	379

#### (7) QCVN06 : 2010/BXD

住宅及び建築物における国家防火安全技術基準

上記(6)の記述のとおり、1996年に公布された第1章から第7章までの基準に追加して、1997年に第8章から第17章までの基準が公布された。その後2010年に第11章だけ改正された。下表は、改正後の**防火基準**である。なお、本基準において「第11章」という表示は削除されている。

		全集	和訳
住宅及び建築物における国家防火安全技術基準の公布を定めた 2010 年 7 月 28 日付 建設省の通達 07/2010/TT-BXD		610	1
1	一般条項	611	3
1.1	改定範囲	611	3
1.2	適用対象	612	3
1.3	用語説明	612	4
1.4	一般規定	612	4
2.	火災に関する技術的分類	613	4
2.1	一般規定	613	4
2.2	建設材料	613	5
2.3	建築構造物	615	5
2.4	防火区画	616	6
	表 1 防火区画の種別		
	表 2 防火区画にある防火扉と防火バルブの耐火限界		
	表 3 防火扉と防火バルブの間に設置される防火空間の各部分の耐火限界		
2.5	エレベーターと階段	617	7
2.6	建築物、防火区画、部屋	618	8
	表 4 建築物の耐火レベル		
	表 5 構造破壊危険度		
	表 6 機能破壊危険度による建築物の種別		
3.	人の安全確保	622	10
3.1	一般規定	622	10
3.2	避難口および非常口	623	11

3.3	避難経路	627	14
3.4	避難経路における階段及び階段室	629	15
4.	延焼の防止	632	17
5.	消火及び救助	636	20
別添 A	用語の説明	640	23
別添 B	燃焼特性による建設資材の分類	641	翻訳なし
表 B1	可燃性による資材の種別	641	
表 B2	引火性による資材の種別	642	
表 B3	延焼性による資材の種別	642	
表 B4	発煙性による資材の種別	642	
表 B5	毒性による資材の種別	643	
別添 C	火災や爆発の危険性に応じた住宅及び建築物の格付け	643	
別添 D	住宅及び建築物における防煙に関する各規定	646	
別添 E	防火のための住宅と建築物の間隔についての要求事項	649	
表 E1	住宅、公共建築物、企業の社宅の間隔	649	
表 E2	住宅と建築物の間隔	650	
表 E3	住宅（または防火区画）の外壁のうち防火対応していない部分の表面積により定められた、その壁から土地の境界線までの間隔	651	
別添 F	モジュール毎の名目上の耐火限度	652	
表 F1	レンガまたはコンクリート製の壁	652	
表 F2	テクスチャーウォール（耐力性なし）	655	
表 F3	外壁（耐力性なし）	657	
表 F4	鉄筋コンクリート製の桁	658	
表 F5	プレストレストコンクリート製の桁	659	
表 F6	鉄筋コンクリート製の柱（四面ともに火と接触する場合）	660	
表 F7	鉄筋コンクリート製の柱（一面のみが火と接触する場合）	660	
表 F8	保護被覆された鉄骨製の支柱（高さが 1m を超え、重さ 45kg 以上のもの）	661	
表 F9	保護被覆された鉄骨製の桁（長さが 1m を超え、重さ 30kg 以上のもの）	662	
表 F10	保護被覆されたアルミ合金製の支柱および桁（寸法が 1m を超え、重さ 16kg 以上のもの）	663	
表 F11	木製の床	664	
表 F12	鉄筋コンクリート製の床（シリカまたは石灰石を原料としたもの）	665	
表 F13	プレストレストコンクリート製の床	667	
表 F14	ガラス部分	668	
別添 G	避難出口までの距離および避難出口の広さに関する規定	669	
表 G1	アパートまたは居室の出入口から直近の避難出口までの許容上限距離	669	
表 G2a	公共住宅の部屋の出入口から直近の避難出口までの許容上限距離	669	
表 G2b	客用の椅子を設置していないパブリックスペースで無作為に選んだ一箇所から直近の避難出口までの許容上限距離	670	
表 G3	工場の作業スペースにおいて一番遠い所から直近の避難出口までの許容上限距離	671	
表 G4	1,000 m <sup>2</sup> 以下の製造現場の出入口から直近の避難出口までの許容上限距離	672	
表 G5	公共施設の客用の椅子を設置してないスペースにおける避難出口の広さ 1m 当りの最大許容人数	673	
表 G6	スポーツ施設や屋外イベント会場の観客席における避難通路の広さ 1m 当りの最大許容人数	673	
表 G7	工場内の屋内スペースにおける避難出口の広さ 1m 当りの最大許容人数	674	
表 G8	工場内の廊下における避難出口の広さ 1m 当りの最大許容人数	675	
表 G9	床空間係数	676	
別添 H	階数制限（高さ制限）および建築物の防火区画面積に関する規定	677	

表 H1	集合住宅の防火区画面積および高さ制限	677	
表 H2	共用の廊下を有する寄宿舍の防火区画面積	677	
表 H3	一部の公共工事において一つの防火区画の範囲内での建て床面積の上限	678	
表 H4	独立した一部の住宅や建築物における階数の上限	679	
表 H5	講堂、会議場、イベントホール、会議室、スポーツ施設を設置できる階の上限	680	
表 H6	工場の防火区画面積	681	
表 H7	倉庫の防火区画面積	682	

(8) QCXDVN05 : 2008/BXD

住宅及び建築物における人的安全と健康に関するベトナム建築基準

2008年に追加された**屋内における安全と環境**に関する基準である。なお、本基準は上記(7)の第12章「設備と安全」と一部重複している部分があると思われる。

		全集	
住宅及び建築物における人的安全と健康に関するベトナム建築基準の公布に関する2008年6月6日付建設大臣の決定文書 09/2008/QD-BXD		684	翻訳なし
第1章	一般条項	685	なし
第2章	防水、防湿、有害物質対策	687	
第3章	転倒・衝突からの保護	690	
第4章	ガラスを扱う際の安全	697	
第5章	照明	699	
第6章	換気	702	
第7章	騒音対策	705	

(9) 住宅及び建築物における給排水システムの基準

1999年に追加された**給排水設備**に関する基準である。なお、本基準は上記(6)の第13章「建築物の給排水システム」と一部重複している部分があると思われる。

		全集	
住宅及び建築物における給排水システムの基準の承認に関する1999年12月21日付建設大臣の決定文書 47/1999/QD-BXD		708	翻訳なし
第1章	一般条項	709	なし
第2章	専門用語の定義	711	
第3章	一般条項	725	
第4章	給排水設備および付属部品	734	
第5章	給湯釜	747	
第6章	給水および配水	759	
第7章	廃水の排出	778	
第8章	間接廃棄物	792	
第9章	換気	798	
第10章	サイフォンおよび沈殿槽	803	
第11章	雨水排水システム	809	
第12章	参考規格	820	

(10) QCVN08 : 2009/BXD

都市における地下構築物に関する国家技術基準

2009年に追加された**地下工作物**に関する基準である。

		全集	
都市における地下構築物に関する国家技術基準の公布を定めた2009年8月14日付建設省の通達 28/2009/TT-BXD (第1部：地下鉄、第2部：地下駐車場)		1098	翻訳なし
第1部	地下鉄	1099	

1	適用範囲	1099	し
2	用語説明	1099	
3	一般条項	1099	
4	実地検分作業	1101	
5	設計上の要求事項	1102	
6	施工	1124	
7	引渡し、開通	1127	
第2部	地下駐車場	1145	
1	適用範囲	1145	
2	用語説明	1145	
3	地下駐車場の配置	1145	
4	空間の計画および構築に関する手法	1147	
5	必要な技術システム	1155	
6	開発に係る要求事項	1160	

(11) QCXDVN01 : 2002

身体障害者による使用を踏まえた建築基準

2002年に追加された**バリアフリー**に関する基準である。

		全集	
QCXDVN01 : 2002 (身体障害者による使用を踏まえた建築基準) の公布に関する 2002年1月17日付建設大臣の決定文書 01/2002/QD-BXD		1172	翻訳なし
第1条	適用範囲	1173	なし
第2条	一般要求事項	1173	
第3条	専門用語の定義	1174	
第4条	設計上の要求事項	1175	

(12) QCVN09 : 2013/BXD

効率的なエネルギー使用を踏まえた建設工事に関するベトナム建築基準

National Technical Regulation on Energy Efficiency of Buildings

2016年に追加された**省エネルギー**に関する基準である。なお、本基準の公布により、2005年に公布されていた同テーマの基準 (QCXDVN09: 2005) は置き換えられたものと思われる。

		別冊 A	
I.	General Provisions	7	翻訳なし
II.	Technical Provisions	12	
III.	Administrative Provisions	37	
IV.		37	

(13) QCVN16 : 2014/BXD

建設用の製品・部品・資材に関する国家技術基準

National Technical Regulations on Products, Goods, Materials for Construction

2014年に追加された**建築材料等**に関する基準である。なお、本基準の公布により、2011年に公布されていた同テーマの基準 (QCXDVN16 : 2011/BXD) は置き換えられたものと思われる。

		別冊 B	
Part 1	General Provisions	9	翻訳なし
Part 2	Technical Provisions	18	
Part 3	Administrative Provisions	43	

(14) QCVN18 : 2014/BXD

建設工事の安全に関する国家技術基準

### National Technical Regulation on Safety in Construction

2014年に追加された**建設工事の安全**に関する基準である。なお、本基準の公布により、上記(6)の第17章「施工における労働安全」は置き換えられたものと思われる。

		別冊 C	
1	General Provisions	9	翻訳なし
2	Technical Provisions	10	
3		74	

### (15) QCVN07 : 2016/BXD

都市の技術インフラ建設に関する国家技術基準

#### National Technical Regulation on Technical Infrastructure

2016年に追加された**都市の技術インフラ建設**に関する基準である。なお、本基準の公布により、2010年に公布されていた同テーマの基準（QCVN07: 2010/BXD）は置き換えられたものと思われる。

文書番号	内容	別冊 D	
QCVN 07-1: 2016/BXD	Water Supply	9	翻訳なし
QCVN 07-2: 2016/BXD	Sewerage	22	
QCVN 07-3: 2016/BXD	Trench and Tunnel	33	
QCVN 07-4: 2016/BXD	Transportation	37	
QCVN 07-5: 2016/BXD	Electric Supply	59	
QCVN 07-6: 2016/BXD	Petroleum and Gas Supply	65	
QCVN 07-7: 2016/BXD	Lighting	76	
QCVN 07-8: 2016/BXD	Telecommunication	86	
QCVN 07-9: 2016/BXD	Solid Waste Treatment and Public Toilet	90	
QCVN 07-10: 2016/BXD	Cemetery	98	

### (16) QCVN02 : 2009/BXD

建築において使われる自然条件データに関する国家技術基準

1997年に公布された第3巻は12のAnnexで構成されていた。そのうち7つのAnnexが内容の改正とともに6つの章に改編され、2009年8月14日付けで公布された（下表）。内容は、**風力係数・地震係数等の指定**である。残り5つのAnnexは2017年1月時点で改正されておらず、後述の(17)に記載している。

なお、2017年1月のベトナム建設省へのインタビューにおいて、「地震入力及び風圧力に関しては、より合理的な数値の設定を検討したい」旨の発言があった。

		全集	
建築において使われる自然条件データに関する国家技術基準の公布を定めた 2009年8月14日付建設省の通達 29/2009/TT-BXD		134	翻訳なし
第1章	一般条項	135	
1.1	適用範囲	135	
1.2	用語説明	135	
1.3	基準中の各データ	136	
1.4	データの出典	137	
第2章	気象データ	138	
2.1	ベトナムの気候の特徴	138	
2.2	地図および数値データ	142	
2.3	気象データの活用	144	
第2章の別添		155	
第3章	天気の特徴および不利な自然現象	145	
3.1	天気の特徴および不利な自然現象	145	

3.2	地図および数値データ	148
第3章の別添		371
第4章	設計で使用する風力および風速	149
4.1	適用範囲	149
4.2	風力および風速データの特徴	149
4.3	地図および数値データ	150
4.4	風力データの活用	150
第4章の別添		411
第5章	落雷の密度	151
5.1	落雷の密度データの特徴	151
5.2	地図および数値データ	151
5.3	設計における落雷の密度データの活用	151
第5章の別添		443
第6章	地震データ	152
6.1	地震データの特徴	152
6.2	地図および数値データ	152
6.3	設計における地震データの活用	153
第6章の別添		453

#### (17) 別添

##### 1997年版ベトナム建設基準 第3巻（ベトナム自然データ）

1997年に公布された第3巻は12のAnnexで構成されていた。そのうち7つのAnnexが内容の改正とともに6つの章に改編され、2009年8月14日付けで公布された（上記(16)）。下記は、残り5つのAnnexであり、内容はベトナムの自然データである。これらは2017年1月時点で改正されていない。

	頁	英訳 e
建設基準第2巻および第3巻の公布に関する1997年9月25日付 建設大臣の決定文書 439/2005/QD-CSXD	1302	無番号
目次		無番号
別添 2.4 水文	1303	171
2.4.1 水文地図	1303	
2.4.2 水文区分	1304	
別添 2.5 海洋の気象及び水文	1307	177
別添 2.7 地耐力	1310	191
別添 2.9 地質	1312	201
2.9.1 地質図	1312	
2.9.2 地質区分	1315	
別添 2.10 地形	1326	225
2.10.1 地形の特性	1326	
2.10.2 地形区分	1327	
別添 2.11 鉱物化	1331	231
2.11.1 鉱物化の特性	1331	
2.11.2 鉱物化の分類	1331	
2.11.3 鉱物化図	1332	